



覚えのない商品が届く、送り付け商法に注意しましょう！！

事例

自宅に健康食品が宅配便で届いた。Aさんは覚えがなかったが、夫宛だったのでうけとってしまった。帰宅した夫に確認したところ覚えがないとのことだったので、送付元の業者に電話をかけて、「注文していない」と言ったところ、「確かに注文を受けた。代金2万9800円は支払ってもらおう」と強硬な態度だった。宅配業者に引き取るように言ったが、一度引き渡したものは引き取れないと言われてしまった。開封したところ、健康食品が1袋入っており、とても請求された代金に見合うものとは思えない。

解説

注文をしていないのに商品（健康食品等）を送りつけ、代金を請求する悪質な商法の被害が発生しています。いきなり代金引換で届けられるもの、届けてから代金を請求してくるもの、届ける前に「注文した商品を今から送る」という確認の電話をかけてくるものがあります。いったん商品を受け取ってしまった場合、宅配業者は“受取拒否”や“代金の返金”に応じていないようです。

覚えのない商品が届いた場合は、**受取を拒否**するか**保留**し、家族に確認するようにしましょう。業者からの確認の電話には、注文した覚えがない場合は、きっぱりと断り、送りつけられても受取は拒否しましょう。

注文した覚えのない商品の代金を支払って受け取ってしまった場合は、送った業者に返金を求めることになります。

送り付け業者との間で話が見つからない場合、消費生活センターに相談してください。

対策

高齢者宅が狙われています。 不要な商品の勧誘電話には、はっきりと断り、電話をすぐに切るようにしましょう。断る自信がない方は、**留守番電話にしておきましょう。**